

議案第114号

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正について

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部を改正する条例

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例（平成30年佐野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項に規定する経過措置期間におけるこの条例による改正後の第14条第1項第4号の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

理 由

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第114号参考資料

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他の関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(設置許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）、都市計画法その他の関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>